

事 務 連 絡  
平成 2 1 年 3 月 3 0 日

都道府県労働局労働基準部  
労災補償課長 殿

厚生労働省労働基準局労災補償部  
補償課長補佐（業務担当）

雇用調整助成金を受給する事業主の下で教育訓練を受ける労働者に係る  
労災保険給付の取扱いについて

雇用保険法第62条第1項第1号並びに雇用保険法施行規則第102条の2及び第102条の3の規定に基づく雇用調整助成金の対象となる教育訓練中の災害に係る労災保険の取扱いに関し、事業主からの相談が労働基準監督署に寄せられているところである。

当該助成金の対象となる休業若しくは及び教育訓練とは別紙のとおりであるが、事業主が当該助成金を受けるに当たっては、同一日につき休業及び教育訓練の併用はできないこと、事業主の命令によって教育訓練を受けさせるものであること、また、当該教育訓練を受けさせる日については所定の賃金を支払うこととされていることから、教育訓練中は業務に従事しているもの、また、教育訓練を行う場所は、就業の場所に当たるものとして取り扱って差し支えない。

また、平成20年12月より当面の間実施されている中小企業緊急雇用安定助成金も同様の取扱いとなることを念のため申し添える。

なお、本通知に示す雇用調整助成金及び中小企業緊急雇用安定助成金の対象となる教育訓練の解釈については、職業安定局雇用開発課と協議済みである。

雇用調整助成金の対象となる休業若しくは教育訓練について

助成金の対象となる休業等は、対象事業主の事業所で、対象期間内において、対象被保険者について実施される休業及び教育訓練であって、かつ、次の各号に該当するものである。

- 一 (略)
- 二 休業にあつては、手当（短時間休業にあつては、当該休業の行われた日に係る手当及び賃金）の支払いが労働基準法第26条に違反していないものであること。
- 三 教育訓練にあつては、次のいずれにも該当するものであること。
  - イ 就業規則その他の文書又は当該事業所の経営慣行等に基づいて通常行われる教育訓練ではないこと。
  - ロ 職業能力開発法第28条第2項に規定する職業訓練指導員免許を有する者その他当該教育訓練の科目、職種等の内容についての知識又は技能を有する指導員又は講師により行われるものであること（ただし、ハ(ロ)に規定する外部研修の場合は要しない）。
  - ハ その実施形態ごとに、次のいずれかに該当するものであること。
    - (イ) 事業主が自ら事業所内で実施するものであって、生産ライン又は就労の場における通常の生産活動と区分して行われるものであること。
    - (ロ) 職業能力開発促進法第16条に規定する公共職業能力開発施設、学校教育法第1条に規定する大学、同法第124条に規定する専修学校、同法第134条に規定する各種学校又は厚生労働省職業安定局雇用開発課長が定める施設において実施するものであって、対象者のレベル、科目、カリキュラム及び期間の分かる書類、各受講者の受講を証明する書類及び受講料の支払いを証明できる書類を提出できるものであること。
    - (ハ) 教育訓練を実施する事業主団体等に委託して実施するものであって、教育訓練の科目、内容、教育訓練期間及び教育訓練対象者氏名を内容とする委託契約を締結し、当該契約に基づいて実施されるものであること。
- ニ 教育訓練の対象となる労働者に対して教育訓練実施日に支払われた賃金（臨時に支払われた賃金及び3か月を超える期間ごとに支払われる賃金を除く。以下同じ。）の額が、労働日に通常支払われる賃金

の額に0.6を乗じて得た額以上の額であること。

- 四 休業等の実施に関する次の事項について、あらかじめ、当該事業所の事業主と当該事業所の労働者の過半数で組織する労働組合（労働者の過半数で組織する労働組合がない場合には、労働者の過半数を代表する者）との間に、書面による協定（以下「休業等協定」という。）がなされ、当該休業等協定に定めるところによって行われるものであること。
- イ 休業等の期間 当該期間の始期及び終期並びにその間の休業及び教育訓練ごとの日数等
  - ロ 休業等の対象となる労働者の範囲 休業等の期間内において、当該休業等を実施する部門、工場等の別及びそれぞれの部門等において休業等の対象となる労働者の概数
  - ハ 休業等の期間中の手当又は賃金の支払いの基準 当該手当又は賃金の算定方法等
  - ニ 教育訓練の内容（教育訓練を実施する場合に限る。） 当該教育訓練（研修）の科目、内容及び学科、実技の別
  - ホ 教育訓練の実施施設（教育訓練を実施する場合に限る。） 事業所内、事業所外の別並びに事業所外の場合はその研修先又は委託先の名称及び所在地
- 五 （略）